

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

| | |
|------|--------------|
| 学校名 | 福山市医師会看護専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人福山市医師会 |

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

| 課程名 | 学科名 | 夜間・通信制の場合 | 実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数 | 省令で定める基準単位数又は授業時数 | 配置困難 |
|--------------------------------|--------|-----------|-----------------------------|-------------------|------|
| 専門課程看護師3年課程 | 第一看護学科 | 夜・通信 | 49単位 | 9単位 | |
| 専門課程看護師2年課程 | 第二看護学科 | 夜・通信 | 23単位 | 6単位 | |
| (備考) 基礎分野と専門基礎分野を除く看護学の授業科目とする | | | | | |

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

| |
|---|
| 福山市医師会看護専門学校学務課にて閲覧可能 シラバスは学生に明示（講義前に配布） |
|---|

3. 要件を満たすことが困難である学科

| |
|-----------|
| 学科名 |
| (困難である理由) |

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

| | |
|------|--------------|
| 学校名 | 福山市医師会看護専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人福山市医師会 |

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

| | |
|----|---|
| 名称 | 福山市医師会看護専門学校 学校委員会 |
| 役割 | <ul style="list-style-type: none">・ 社会貢献できる看護師の育成に向けて、看護学校の諸規定の審議、運営や人事に係る審議を行う。（看護専門学校 会議規定参照）・ 学校委員会で協議、審議をおこなった事項に関して、福山市医師会理事会で学校運営に関する最終決定の承認を得て、教職員に周知し実行する。 |

2. 外部人材である構成員の一覧表

| 前職又は現職 | 任期 | 備考（学校と関連する経歴等） |
|-------------------------|-------------------------|----------------|
| 有床診療所勤務 医師 | 2024.6.16～ 2026.6.20 | 福山市医師会会員 |
| 医院経営 医師 | 2024.6.16～ 2026.6.20 | 福山市医師会会員 |
| 病院勤務 医師 | 2024.6.16～ 2026.6.20 | 福山市医師会会員 |
| (備考) 他、外部人材である構成員は8名 | | |

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

| | |
|------|--------------|
| 学校名 | 福山市医師会看護専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人福山市医師会 |

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

| | |
|--|-----------------------|
| <p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p> | |
| <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>1. 授業計画(シラバス)の作成過程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月頃、授業科目の担当教員が前年度の授業科目から課題分析し、看護師国家試験問題なども考慮してシラバスを作成する。 ・ シラバスには、単元目標、授業内容や方法、スケジュール、成績評価の方法などを記載している。 ・ 各課程の「教育研究会」でシラバスの内容について協議し、3月末までに最終決定する。 ・ 作成したシラバスは、各課程で科目別のファイルに保存して閲覧できるようにしている。 <p>2. 授業計画(シラバス)の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度初め(4月)に該当学年の全学生に配布する。 | |
| 授業計画書の公表方法 | 福山市医師会看護専門学校学務課にて閲覧可能 |
| <p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p> | |
| <p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学則「第7章 評価、認定、進級、卒業」に基づき「評価・認定・進級・卒業に関する規定を定め、単位認定を行っている。 ・ 成績評価については「学生便覧」4 履修についての中に掲載している。 ・ 学修成果の評価の内容や方法、基準判定はシラバスであらかじめ学生に示している。 ・ 担当講師が本校で定められた基準で判定する。 <p>-----</p> <p>学則 第7章 評価、認定、進級、卒業</p> <p>第20条(評価) 学業成績の評価は、学科試験及び実習の成績に基づいて行う。</p> <p>第21条(試験等) 学科試験は、随時試験とし、科目を終了したとき又は必要と認められたときに行う。</p> <p>2 前項の学科試験は、各科目の所定の時間数の3分の2以上出席した者について行う。</p> | |

- 3 学科試験及び実習の成績は、A(80 点以上)、B (70 点以上、80 点未満)、C (60 点以上、70 点未満) 及び D (60 点未満) で表わし、C 以上を合格とする。
- 4 校長は、学科試験で不合格の授業科目がある者に、再試験を受けさせることができる。又、実習については、予定の実習時間数が不足するために評価を受けられない者に、再履修をさせることができる。
- 5 校長は、学生がやむを得ない理由により学科試験又は実習を受けることができなかったときは、追試験又は補習実習を受けさせることができる。
- 6 専門課程において、授業科目を履修し合格をした者にはその授業科目の単位を与える。

第 2 3 条 (卒業又は進級の認定)

第一看護学科、第二看護学科の卒業の認定は、学業成績の評価による単位の履修状況に基づいて行う。

第 2 4 条 (卒業又は進級の認定の基準)

第一看護学科、第二看護学科においては、別表第 1 又は第 2 に定める単位が履修できていない者及び欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者は、卒業することができない。

3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

1. 成績評価の実施

福山市医師会看護専門学校学則及び評価・認定・進級・卒業に関する規定に基づいて行う。

- ① 授業科目ごとの評点 (100 点満点) により科目別成績表を作成する。
- ② 科目の平均点を公表し、学生個々に科目の成績を知らせる。
- ③ 前期末、後期末には、以下の基準に基づき科目の評価をし、成績表を保護者に渡す。

| 評価 | 評点 |
|----|---------------|
| A | 80 点以上 |
| B | 70 点以上 80 点未満 |
| C | 60 点以上 70 点未満 |
| D | 60 点未満 |

2. 成績分布状況の把握

客観的な指標に基づいて成績の分布状況を示す資料 (別紙)

客観的な指標の
算出方法の公表方法

福山市医師会看護専門学校学務課にて閲覧可能

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

- ・ 学則第 2 3 条、第 2 4 条の規定に基づき、規定の修業年限以上在学し、卒業に必要な単位数 (学則第 7 条に定められた科目) を修得した者に卒業を認める。
- ・ 卒業認定会議において卒業に必要な総単位数すべて修得していることを確認し、卒業を認定する。

【卒業に必要な単位数】

| 科目区分 | 第一看護学科 単位数 |
|----------------|------------|
| 基礎分野 | 14 |
| 専門基礎分野 | 22 |
| 専門分野 | 46 |
| 臨地実習 | 23 |
| 卒業必要単位数 | 105 |

| 科目区分 | 第二看護学科 単位数 |
|----------------|------------|
| 基礎分野 | 8 |
| 専門基礎分野 | 14 |
| 専門分野 | 36 |
| 臨地実習 | 16 |
| 卒業必要単位数 | 74 |

卒業までに身につけてほしい資質、能力（ディプロマ・ポリシー）として、「卒業時に期待される学生像」は下記に示す。

【第一看護学科】

1. 人の悲しみや苦しみを思いやり、相手の立場に立って考え行動できる。
2. 人間を統合的にとらえて看護が実践できる。
3. 看護実践できる基礎的知識・技術・態度を修得している。
4. 自分で思考し判断することの重要性を認識している。
5. 看護実践を通して、自分の看護に対する考え方が明確になっている。
6. 看護実践から学ぶために、反省的思考が身についている。
7. 学ぶ喜びを知り、常に自分を高めたいという気持ちをもっている。
8. 保健医療福祉チームの一員としての看護の役割と責任が理解できている。
9. 他者と意見交換しながら自分の役割を果たしていくことができる。
10. 指導や助言を謙虚に受け入れ、必要なら自分から教を乞い、他者とも意見交換しながら、自分の学びを着実に進めていくことができる。

【第二看護学科】

1. 生命の尊厳と個々の人間を尊重し、倫理にかなった行動ができる。
2. 人間を統合された存在として理解できる。
3. 対象者に関心を寄せて思いを聴くことができる。
4. 自分の考えを他者に伝える力を身につけている。
5. 科学的根拠に基づいて看護を導き出すことの重要性を認識できる。
6. 社会の変化に対応するための関心もてる。
7. 専門職業人として、よりよい看護を追求する力を身につけている。
8. 看護実践から内省する力が身についている。
9. 保健医療福祉チームの一員として看護の役割が理解できる。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

福山市医師会看護専門学校学務課にて閲覧可能

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

| | |
|------|--------------|
| 学校名 | 福山市医師会看護専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人福山市医師会 |

1. 財務諸表等

| 財務諸表等 | 公表方法 |
|--------------|--|
| 貸借対照表 | https://www.fmed.jp/cnt/info/ 福山市医師会ホームページにて公開 (MENU>医師会のご案内>医師会の概要) |
| 収支計算書又は損益計算書 | https://www.fmed.jp/cnt/info/ 正味財産増減計算書を福山市医師会ホームページにて公開 (MENU>医師会のご案内>医師会の概要) |
| 財産目録 | |
| 事業報告書 | https://www.fmed.jp/cnt/info/ 福山市医師会ホームページにて公開 (MENU>医師会のご案内>医師会の概要) |
| 監事による監査報告（書） | 福山市医師会事務局にて公示 |

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

(1)

| 分野 | | 課程名 | 学科名 | 専門士 | 高度専門士 | | |
|--------|----|-----------------------|---------------|--------------|---------------|---------|---------|
| 医療 | | 専門課程看護師3年課程 | 第一看護学科 | ○ | | | |
| 修業年限 | 昼夜 | 全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数 | 開設している授業の種類 | | | | |
| | | | 講義 | 演習 | 実習 | 実験 | 実技 |
| 3年 | 昼 | 105 単位時間/単位 | 79 単位時間/単位 | 3 単位時間/単位 | 23 単位時間/単位 | 単位時間/単位 | 単位時間/単位 |
| | | | 105 単位時間/単位 | | | | |
| 生徒総定員数 | | 生徒実員 | うち留学生数 | 専任教員数 | 兼任教員数 | 総教員数 | |
| 200人 | | 201人 | 0人 | 16人 | 99人 | 115人 | |

| |
|---|
| カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画） |
| （概要） |
| 1 授業計画（シラバス）の作成過程 |
| ・3月頃、授業科目の担当教員が前年度の授業科目から課題分析し、看護師国家試験問題なども考慮してシラバスを作成する。 |
| ・シラバスには、単元目標、授業内容や方法、スケジュール、成績評価の方法などを記載している。 |
| ・各課程の「教育研究会」でシラバスの内容について協議し、3月末までに最終決定する。 |
| ・作成したシラバスは、各課程で科目別のファイルに保存して閲覧できるようにしている。 |

| <p>2 授業計画（シラバス）の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度初め（4月）に該当学年の全学生に配布する。 | | | | | | | | | | | | |
|--|------------|------------|------|----|--------|----|------|----|------|----|----------------|------------|
| <p>成績評価の基準・方法</p> <p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則「第7章 評価、認定、進級、卒業」に基づき「評価・認定・進級・卒業に関する規定」を定め、単位認定を行っている。 ・成績評価については「学生便覧」4.履修についての中に掲載している。 ・学修成果の評価の内容や方法、基準判定はシラバスであらかじめ学生に示している。 ・担当講師が本校で定められた基準で判定する。 <p>-----</p> <p>学則 第7章 評価、認定、進級、卒業</p> <p>第20条（評価）</p> <p>学業成績の評価は、学科試験及び実習の成績に基づいて行う。</p> <p>第21条（試験等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学科試験は、随時試験とし、科目を終了したとき又は必要と認められたときに行う。 2 前項の学科試験は、各科目の所定の時間数の3分の2以上出席した者について行う。 3 学科試験及び実習の成績は、A(80点以上)、B(70点以上、80点未満)、C(60点以上、70点未満)及びD(60点未満)で表わし、C以上を合格とする。 4 校長は、学科試験で不合格の授業科目がある者に、再試験を受けさせることができる。又、実習については、予定の実習時間数が不足するために評価を受けられない者に、再履修をさせることができる。 5 校長は、学生、生徒がやむを得ない理由により学科試験又は実習を受けることができなかつたときは、追試験又は補習実習を受けさせることができる。 6 専門課程において、授業科目を履修し合格をした者にはその授業科目の単位を与える。 <p>第23条（卒業又は進級の認定）</p> <p>第一看護学科、第二看護学科の卒業の認定は、学業成績の評価による単位の履修状況に基づいて行う。</p> <p>第24条（卒業又は進級の認定の基準）</p> <p>第一看護学科、第二看護学科においては、別表第1又は第2に定める単位が履修できていない者及び欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者は、卒業することができない。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>卒業・進級の認定基準</p> <p>（概要）</p> <p>学則第23条、第24条の規定に基づき、規定の修業年限以上在学し、卒業に必要な単位数（学則第7条に定められた科目）を修得した者に卒業を認める。卒業認定会議において卒業に必要な総単位数すべて修得していることを確認し、卒業を認定する。</p> <p>【卒業に必要な単位数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目区分</th> <th>第一看護学科 単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎分野</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>専門基礎分野</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>専門分野</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>臨地実習</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>卒業必要単位数</td> <td>105</td> </tr> </tbody> </table> <p>卒業までに身につけてほしい資質、能力（ディプロマ・ポリシー）として、「卒業時に期待される学生像」は下記に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人の悲しみや苦しみを思いやり、相手の立場に立って考え行動できる。 2 人間を統合的にとらえて看護が実践できる。 3 看護実践できる基礎的知識・技術・態度を修得している。 | 科目区分 | 第一看護学科 単位数 | 基礎分野 | 14 | 専門基礎分野 | 22 | 専門分野 | 46 | 臨地実習 | 23 | 卒業必要単位数 | 105 |
| 科目区分 | 第一看護学科 単位数 | | | | | | | | | | | |
| 基礎分野 | 14 | | | | | | | | | | | |
| 専門基礎分野 | 22 | | | | | | | | | | | |
| 専門分野 | 46 | | | | | | | | | | | |
| 臨地実習 | 23 | | | | | | | | | | | |
| 卒業必要単位数 | 105 | | | | | | | | | | | |

| |
|--|
| <p>4 自分で思考し判断することの重要性を認識している。</p> <p>5 看護実践を通して、自分の看護に対する考え方が明確になっている。</p> <p>6 看護実践から学ぶために、反省的思考が身についている。</p> <p>7 学ぶ喜びを知り、常に自分を高めたいという気持ちをもっている。</p> <p>8 保健医療福祉チームの一員としての看護の役割と責任が理解できている。</p> <p>9 他者と意見交換しながら自分の役割を果たしていくことができる。</p> <p>10 指導や助言を謙虚に受け入れ、必要なら自分から教を乞い、他者とも意見交換しながら、自分の学びを着実に進めていくことができる</p> |
| 学修支援等 |
| <p>(概要)</p> <p>担任制で1学年を4名で受け持っている。学習面、生活面、経済面、健康管理などについての相談に応じている。学習面では、再試験などを受ける成績不良の学生に対しては、個別指導も行い、国家試験対策も実施している。</p> |

| | | | |
|---|--------------|-------------------|--------------|
| 卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載） | | | |
| 卒業生数 | 進学者数 | 就職者数 (自営業を含む。) | その他 |
| 67人 (100%) | 2人 (3.0%) | 62人 (92.5%) | 3人 (4.5%) |
| (主な就職、業界等) 医療機関（病院等） | | | |
| (就職指導内容) 進路の選択、就職試験の計画・エントリー、マナー等について指導を実施する。 その他、 学校主催の福山市内の病医院の「医療機関説明会」年1回（5月頃）に開催 福山市主催の「看護学生地元就職相談会」年1回（3月）に参加 広島県主催の「看護学生のための就職活動講座」（オンライン）に参加 | | | |
| (主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家資格（67名が受験し、66名が合格） | | | |
| (備考)（任意記載事項） | | | |

| | | |
|--|----------------|------|
| 中途退学の現状 | | |
| 年度当初在学者数 | 年度の途中における退学者の数 | 中退率 |
| 191人 | 2人 | 1.0% |
| (中途退学の主な理由) ・進路変更 | | |
| (中退防止・中退者支援のための取組) きめ細やかな面接での支援、指導。学校カウンセラーによる面接。 | | |

(2)

| | | | | | | | |
|----------|----|---------------------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------|-------------|
| 分野 | | 課程名 | 学科名 | 専門士 | 高度専門士 | | |
| 医療 | | 専門課程看護師2年課程 | 第二看護学科 | ○ | | | |
| 修業 年限 | 昼夜 | 全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数 | 開設している授業の種類 | | | | |
| | | | 講義 | 演習 | 実習 | 実験 | 実技 |
| 3 年 | 昼 | 74 単位時間/単位 | 56 単位時間 /単位 | 2 単位時間 /単位 | 16 単位時間 /単位 | 単位時間 /単位 | 単位時間 /単位 |
| | | | 74 単位時間/単位 | | | | |
| 生徒総定員数 | | 生徒実員 | うち留学生数 | 専任教員数 | 兼任教員数 | 総教員数 | |
| 120人 | | 102人 | 0人 | 9人 | 83人 | 92人 | |

| |
|---|
| カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画) |
| (概要) |
| 1 授業計画 (シラバス) の作成過程 |
| ・3月頃、授業科目の担当教員が前年度の授業科目から課題分析し、看護師国家試験問題なども考慮してシラバスを作成する。 |
| ・シラバスには、単元目標、授業内容や方法、スケジュール、成績評価の方法などを記載している。 |
| ・各課程の「教育研究会」でシラバスの内容について協議し、3月末までに最終決定する。 |
| ・作成したシラバスは、各課程で科目別のファイルに保存して閲覧できるようにしている。 |
| 2 授業計画 (シラバス) の公開 |
| ・年度初め (4月) に該当学年の全学生に配布する。 |
| 成績評価の基準・方法 |
| (概要) |
| ・学則「第7章 評価、認定、進級、卒業」に基づき「評価・認定・進級・卒業に関する規定」を定め、単位認定を行っている。 |
| ・成績評価については「学生便覧」4.履修についての中に掲載している。 |
| ・学修成果の評価の内容や方法、基準判定はシラバスであらかじめ学生に示している。 |
| ・担当講師が本校で定められた基準で判定する。 |
| ----- |
| 学則 第7章 評価、認定、進級、卒業 |
| 第20条 (評価) |
| 学業成績の評価は、学科試験及び実習の成績に基づいて行う。 |
| 第21条 (試験等) |
| 1 学科試験は、随時試験とし、科目を終了したとき又は必要と認められたときに行う。 |
| 2 前項の学科試験は、各科目の所定の時間数の3分の2以上出席した者について行う。 |
| 3 学科試験及び実習の成績は、A(80点以上)、B(70点以上、80点未満)、C(60点以上、70点未満)及びD(60点未満)で表わし、C以上を合格とする。 |
| 4 校長は、学科試験で不合格の授業科目がある者に、再試験を受けさせることができる。又、実習については、予定の実習時間数が不足するために評価を受けられない者に、再履修をさせることができる。 |
| 5 校長は、学生、生徒がやむを得ない理由により学科試験又は実習を受けることができなかったときは、追試験又は補習実習を受けさせることができる。 |
| 6 専門課程において、授業科目を履修し合格をした者にはその授業科目の単位を与える。 |
| 第23条 (卒業又は進級の認定) |

第一看護学科、第二看護学科の卒業の認定は、学業成績の評価による単位の履修状況に基づいて行う。

第24条（卒業又は進級の認定の基準）

第一看護学科、第二看護学科においては、別表第1又は第2に定める単位が履修できていない者及び欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える者は、卒業することができない。

卒業・進級の認定基準

（概要）

学則第23条、第24条の規定に基づき、規定の修業年限以上在学し、卒業に必要な単位数（学則第7条に定められた科目）を修得した者に卒業を認める。卒業認定会議において卒業に必要な総単位数すべて修得していることを確認し、卒業を認定する。

【卒業に必要な単位数】

| 科目区分 | 第二看護学科 単位数 |
|----------------|------------|
| 基礎分野 | 8 |
| 専門基礎分野 | 14 |
| 専門分野 | 36 |
| 臨地実習 | 16 |
| 卒業必要単位数 | 74 |

卒業までに身につけてほしい資質、能力（ディプロマ・ポリシー）として、「卒業時に期待される学生像」は下記に示す。

- 1 生命の尊厳と個々の人間を尊重し、倫理にかなった行動ができる。
- 2 人間を統合された存在として理解できる。
- 3 対象者に関心を寄せて思いを聴くことができる。
- 4 自分の考えを他者に伝える力を身につけている。
- 5 科学的根拠に基づいて看護を導き出すことの重要性を認識できる。
- 6 社会の変化に対応するための関心がもてる。
- 7 専門職業人として、よりよい看護を追求する力を身につけている。
- 8 看護実践から内省する力が身につけている。
- 9 保健医療福祉チームの一員として看護の役割が理解できる。

学修支援等

（概要）

担任制で1学年を2名で受け持っている。学習面、生活面、経済面、健康管理などについての相談に応じている。学習面では、再試験などを受ける成績不良の学生に対しては、個別指導も行い、国家試験対策も実施している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

| 卒業生数 | 進学者数 | 就職者数 (自営業を含む。) | その他 |
|---------------|------------|-------------------|---------------|
| 40人 (100%) | 0人 (0%) | 34人 (85.0%) | 6人 (15.0%) |

（主な就職、業界等）

医療機関（病院等）

（就職指導内容）

進路の選択、就職試験の計画・エントリー、マナー等について指導を実施する。

その他、

学校主催の福山市内の病医院の「医療機関説明会」年1回（5月頃）に開催

福山市主催の「看護学生地元就職相談会」年1回（3月）に参加

広島県主催の「看護学生のための就職活動講座」（オンライン）に参加

| |
|---|
| (主な学修成果 (資格・検定等)) 看護師国家資格 (40名が受験し、40名が合格) |
| (備考) (任意記載事項) |

| | | |
|---|----------------|-------|
| 中途退学の現状 | | |
| 年度当初在学者数 | 年度の途中における退学者の数 | 中退率 |
| 111 人 | 5 人 | 4.5 % |
| (中途退学の主な理由) ・ 体調不良 ・ 家庭の事情 ・ 学習意欲の低下 ・ 進路変更 | | |
| (中退防止・中退者支援のための取組) きめ細やかな面接での支援、指導。学校カウンセラーによる面接。 | | |

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

| 学科名 | 入学金 | 授業料 (年間) | その他 | 備考 (任意記載事項) |
|---------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 第一看護学科 | 200,000 円 | 444,000 円 | 190,000 円 | 設備費・実習費 |
| 第二看護学科 | 100,000 円 | 312,000 円 | 180,000 円 | 設備費・実習費 |
| 修学支援 (任意記載事項) | | | | |
| | | | | |

b) 学校評価

| |
|--|
| 自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 福山市医師会看護専門学校学務課にて閲覧可能 |
| 学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) ・学則「第8章 職員及び会議」に基づき「学校評価実施規定」を定め学校評価の実施並びに結果の公表を行う。 学校の教育理念、教育目的、教育目標、教育課程等を検討する項目を決め、自己評価の結果を学校関係者評価委員会に報告し、関係者委員による評価を受ける。学校は、評価結果を活用し、教育活動及び学校運営等の質の保証と向上に継続的に努める。 |

| | | |
|---|--------------------------------|--------------|
| 【主な評価項目】 教育理念、教育目的、教育目標、教育課程等 【学校関係者会議の構成員】 定数 3 名 / 教育に関し学職を有する者、臨地実習施設の看護部長、卒業生 【評価結果の活用方法】 評価結果を次年度の学校運営等に活かす。 | | |
| 学校関係者評価の委員 | | |
| 所属 | 任期 | 種別 |
| 大学職員 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 | 教育に関し学識を有する者 |
| 実習病院看護部長 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 | 臨地実習施設の看護部長 |
| 同窓会 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 | 卒業生 |
| 学校関係者評価結果の公表方法 | | |
| (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 福山市医師会看護専門学校学務課にて閲覧可能 | | |
| 第三者による学校評価 (任意記載事項) | | |
| | | |

c) 当該学校に係る情報

| |
|---|
| (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 看護学校ホームページ https://www.fmed.jp/cnt/kango/ |
|---|

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

| | |
|------|--------------|
| 学校名 | 福山市医師会看護専門学校 |
| 設置者名 | 一般社団法人福山市医師会 |

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

| | | 前半期 | 後半期 | 年間 |
|--|------------|-----|-----|-----|
| 支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。 | | 31人 | 30人 | — |
| 内 訳 | 第Ⅰ区分 | 20人 | 15人 | |
| | (うち多子世帯) | | | |
| | 第Ⅱ区分 | — | — | |
| | (うち多子世帯) | | | |
| | 第Ⅲ区分 | — | — | |
| | (うち多子世帯) | | | |
| | 第Ⅳ区分（理工農） | 0人 | 0人 | |
| | 第Ⅳ区分（多子世帯） | — | — | |
| | 区分外（多子世帯） | | | |
| 家計急変による 支援対象者（年間） | | | | — |
| 合計（年間） | | | | 33人 |
| (備考) | | | | |

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|----|----|
| 年間 | 0人 |
|----|----|

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

| | 右以外の大学等 | | |
|---|---------|-----|-----|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| 修業年限で卒業又は修了できないことが確定 | 0人 | 人 | 人 |
| 修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当) | 0人 | 人 | 人 |
| 出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況 | 0人 | 人 | 人 |
| 「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。 | — | 人 | 人 |
| 計 | — | 人 | 人 |
| (備考) | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

| 右以外の大学等 | | 短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。) | | | |
|---------|----|--|---|-----|---|
| 年間 | 0人 | 前半期 | 人 | 後半期 | 人 |
| | | | | | |

(3) 退学又は停学(期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。)の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

| | |
|---------|----|
| 退学 | 0人 |
| 3月以上の停学 | 0人 |
| 年間計 | 0人 |
| (備考) | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

| | |
|---------|----|
| 3月未満の停学 | 0人 |
| 訓告 | 0人 |
| 年間計 | 0人 |
| (備考) | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。） | |
|-------------|---------|--|-----|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| GPA等が下位4分の1 | — | 人 | 人 |

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

| | 右以外の大学等 | 短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。） | |
|---|---------|--|-----|
| | 年間 | 前半期 | 後半期 |
| 修得単位数が「警告」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当） | 0人 | 人 | 人 |
| GPA等が下位4分の1 | — | 人 | 人 |
| 出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況 | 0人 | 人 | 人 |
| 計 | — | 人 | 人 |
| (備考) | | | |

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。